

6 文科高第 2 号
令和 6 年 4 月 1 日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
殿

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

文部科学省研究振興局長

塩 見 み づ 枝

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令、国立大学等の授業料その他の費用
に関する省令の一部を改正する省令及び国立大学法人会計基準の一部を改正する告
示の施行等について（通知）

このたび、別添のとおり、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令
第 9 号。以下「改正施行規則」という。）、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改
正する省令（令和 6 年文部科学省令第 12 号。以下「改正費用省令」という。）及び国立大学法人会計
基準の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 46 号。以下「改正告示」という。）が公布さ
れました。それぞれの内容等については下記のとおりですので、各法人におかれましては、十分御了
知ください。

また、「国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準（平
成 29 年 2 月 21 日文部科学大臣決定）」及び「国立大学法人法施行令第 8 条第 3 号及び第 4 号の長期
借入金の借入れ等に係る認可基準（平成 18 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」が別紙のとおり改正さ
れるとともに、「国立大学法人法第三十三条の四における貸付計画に係る文部科学大臣の認可基準（令
和 6 年 3 月 26 日文部科学大臣決定）」（以下「貸付計画に係る認可基準」という。）が別紙のとおり新
たに定められました。その内容に十分に御了知の上、それぞれの認可の申請に当たって適宜御参照願
います。

記

第1 改正施行規則の概要等

1. 概要

(1) 運営方針会議の新設に伴う改正

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号。以下「改正法」という。）により運営方針会議が新設されることになるため、以下の2つの事項について所要の改正を行うこととすること。

- ① 運営方針会議が設置されることに伴い、役員や職員に適用される規定のうち、運営方針委員に適用すべき規定について、運営方針委員を追加すること。（改正施行規則第1条の2、第15条の2、第16条の4関係）
- ② 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第21条の9第2項の規定により同条第1項の承認をしたときに告示する内容は、承認を受けた国立大学法人の名称に加え、同項の承認をした年月日とすること。（改正施行規則第1条の6関係）

(2) 土地等の貸付に関する計画（以下「貸付計画」という。）の新設に伴う改正（改正施行規則第9条の3関係）

貸付計画が新設されることに伴い、改正法において文部科学省令に委任されている事項について所要の改正を行うこと。

(3) 資金運用に関する会計処理の規定の創設（改正施行規則第14条の4関係）

- ① 運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（法第33条の5第2項の要件に該当するものに限る。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。
- ② 準用通則法（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。以下同じ。）第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。

(4) 国立大学附属病院を国が設置する病院とみなす必要がある規定の追加等（改正施行規則第26条関係）

国立大学附属病院を国が設置する病院とみなす必要がある規定を新たに追加するなどの措置を講じること。

(5) 国立大学附属学校の改廃等（改正施行規則別表第2関係）

- ① 改正法により東京医科歯科大学と東京工業大学が統合し、東京科学大学となることに伴い、東京工業大学附属科学技術高等学校の名称を変更すること。
- ② 奈良教育大学附属幼稚園が幼保連携型認定こども園に改組されることに伴い、所要の改正を行うこと。

- ③ 広島大学附属幼稚園と同大学附属三原幼稚園を統合することに伴い、所要の改正を行うこと。

2. 留意事項

(1) 貸付計画に係る認可基準との関係性

1. (2)については、その具体的な内容等を貸付計画に係る認可基準において定めているため、その内容にも留意する必要があること。

(2) 改正告示との関係性

1. (3)については、その具体的な会計処理を改正告示において規定しているため、「第3改正告示の概要等」にある1. (2)及び2. (1)の内容にも留意する必要があること。

3. 施行期日等

令和6年4月1日から施行するものとする。ただし、1. (1)、(3)、(5)①に関する改正規定は令和6年10月1日から施行するものとする。なお、(3)に関する改正規定は、施行の日以後終了する事業年度から適用するものとする。

第2 改正費用省令の概要等

1. 概要

(1) 幼保連携型認定こども園の保育料等の標準額の新設（改正費用省令第2条及び第4条関係）

幼保連携型認定こども園の保育料、入学料及び検定料等の標準額を新たに設定することとする。

(2) 外国人留学生の授業料等の特例の新設（改正費用省令第11条関係）

国立大学法人は、当該法人が設置する大学又は専修学校（専門課程に限る。）における外国人留学生（留学の在留資格を有する者をいう。以下同じ。）の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとする。

(3) 海外分校に係るの授業料等の特例の新設（改正費用省令第12条関係）

国立大学法人は、外国に国立大学の学部等を設ける場合は、標準額に関わらず、当該学部等が所在する外国の他の大学の授業料その他の事情を考慮して、当該学部等の授業料等を設定できることとする。

2. 施行期日等

令和6年4月1日から施行するものとする。

第3 改正告示の概要等

1. 概要

(1) 特定の新株予約権の会計処理の新設（改正告示第 80 条関係）

- ① 無償で取得した新株予約権については、本源的価値（当該新株予約権を発行する会社の株価から当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたものをいう。②において同じ。）をもって取得原価とすること。
- ② 新株予約権は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券を発行する会社の新株予約権は、本源的価値をもって貸借対照表価額とすることとする。

(2) 資金運用に関する会計処理の新設（改正告示第 92 条関係）

- ① 運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（法第 33 条の 5 第 2 項の要件に該当するものに限る。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。
- ② 準用通則法第 44 条第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。
- ③ 大学運営基金について、取り崩して業務に充当することにより費用が発生したときにはその同額を、固定資産を取得したときにはその取得に要した額を、大学運営基金から取り崩して大学運営基金取崩額に振り替えなければならないこととする。
- ④ 大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れること、及び大学運営基金からの取り崩しにより大学運営基金取崩額へ振り替えることの決定は、運営方針会議の決議その他の適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。

(3) 国際卓越研究大学固有の会計処理の新設（改正告示第 93 条関係）

- ① 国際卓越研究大学（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和 4 年法律第 51 号）第 4 条第 5 項に規定する国際卓越研究大学をいう。）が国際卓越研究大学研究等体制強化助成（同法第 7 条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成をいう。以下同じ。）を受領した時点では国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から収益に振り替えなければならないこととする。
- ② 国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。
 - ア 当該資産が非償却資産であるとき、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剰余金に振り替えることとする。
 - イ 当該資産が償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益に振り替えることとする。

2. 留意事項

(1) 総論

今般の国立大学法人会計基準の改正に関し留意すべき事項については、国立大学法人会計基準等検討会議によりとりまとめられた「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（令和6年2月21日改訂）及び今回の改正に伴い改訂が予定されている「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の内容も確認いただく必要があること。

(2) 特定の新株予約権の会計処理

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が取得した新株予約権の会計処理については、これまで「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取り扱いについて」（29文科高第410号平成29年8月1日付文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）において示してきたところであるが、改正告示の施行後においては、改正告示に基づく会計処理を行う必要があること。

【参考】国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取り扱いについて（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2019/08/29/122251_04.pdf

3. 施行期日等

令和6年4月1日から施行するものとし、施行の日以後終了する事業年度から適用するものとする。ただし、1.(2)、(3)に関する改正規定は令和6年10月1日から施行するものとし、施行の日以後終了する事業年度から適用するものとする。

【添付資料】

参考資料1：国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第9号）

参考資料2：国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第12号）

参考資料3：国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（令和6年文部科学省告示第46号）

参考資料4：国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準（平成29年2月21日文部科学大臣決定）

参考資料5：国立大学法人法施行令第8条第3号及び第4号の長期借入金の借入れ等に係る認可基準（平成18年12月26日文部科学大臣決定）

参考資料6：国立大学法人法第三十三条の四における貸付計画に係る文部科学大臣の認可基準（令和6年3月26日文部科学大臣決定）

【担当】

(国立大学法人について)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電 話：03-6734-3497

E-Mail：hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人について)

文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課企画指導係

電 話：03-6734-4169

E-Mail：gakkikan@mext.go.jp

○文部科学省令第九号

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第十一条第六項、第二十一条の九第二項、第二十三条、第三十条の四第一項、第二項第五号、第三項、第四項第三号及び第五号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第五項、同法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十八条第二項、第三十九条第一項及び第五十条並びに国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十七条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国立大学法人法施行規則等の一部を改正する省令

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

文部科学大臣 盛山 正仁

対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(監査報告の作成)</p> <p>第一条の二 「略」</p> <p>2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員、運営方針委員及び職員</p> <p>二・三 「略」</p> <p>3・4 「略」</p> <p>5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>四 国立大学法人等の役員及び運営方針委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>五・六 「略」</p> <p>(監事の調査の対象となる書類)</p>	<p>(監査報告の作成)</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の役員及び職員</p> <p>二・三 「同上」</p> <p>3・4 「同上」</p> <p>5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>四 国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>五・六 「同上」</p> <p>(監事の調査の対象となる書類)</p>

第一条の三 法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十条の二）において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

（準特定国立大学法人の承認の公表）

第一条の六 法第二十一条の九第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、当該承認をした年月日とする。

（出資の認可の申請）

第二条 「略」

2・3 「略」

4 第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十条の二第二項（法第三十四条の六第二項）において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

（国立大学の附属の学校）

第四条 法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

2・3 「略」

第一条の三 法第十一条第八項及び第二十五条第六項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、準用通則法（法第三十条の二）において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）、国立大学法人法施行令及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

「条を加える。」

（出資の認可の申請）

第二条 「同上」

2・3 「同上」

4 第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十条の五第二項（法第三十四条の九第二項）において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときについて準用する。

（国立大学の附属の学校）

第四条 法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

2・3 「同上」

(土地等の貸付けの認可の申請)

第九条の二 国立大学法人等は、法第三十三条の三の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 三 「略」

2 「略」

(貸付計画の認可の申請)

第九条の三 国立大学法人等は、法第三十三条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 法第三十三条の四第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国立大学法人等が行う法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けの方法及び期間

二 その他文部科学大臣が必要と認める事項

3 法第三十三条の四第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けに関する規程

二 前号の土地等の配置及び規模を示す図面

三 第一号の土地等の貸付けに係る契約の契約書案

四 その他文部科学大臣が必要と認める書類

4 法第三十三条の四第四項第三号(同条第六項において準用

(土地等の貸付けの認可の申請)

第九条の二 国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 三 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第三号の対価の算定方法が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌すること。

二 必要に応じて対価の見直しを行うこととしていること。

5| 法第三十三条の四第四項第五号(同条第六項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定める基準は、同条第二項第四号の方法及び体制が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地等の貸付けの相手方を適切に選定し、貸付けが過度の期間とならないことその他の国立大学法人等が土地等の貸付けを行うに当たり必要な内容の契約を当該相手方と締結することとしていること。

二 土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。

6| 国立大学法人等は法第三十三条の四第五項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更の理由

(余裕金の運用の認定の申請)

第九条の四 国立大学法人等は、法第三十三条の五第一項の認

(余裕金の運用の認定の申請)

第九条の三 国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認

定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条（第五号を除く。）において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 「略」

（業務上の余裕金の要件）

第九條の五 法第三十三條の五第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。

一 三 「略」

四 当該国立大学法人等の法第二十二條第一項第六号から第九号まで、第二十九條第一項第五号から第八号まで又は第三十四條の二第一項（法第三十四條の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五 「略」

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九條の六 法第三十四條第三項（法第三十四條の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 法第三十四條第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条（第五号を除く。）において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 「同上」

（業務上の余裕金の要件）

第九條の四 法第三十四條の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。

一 三 「同上」

四 当該国立大学法人等の法第二十二條第一項第六号から第九号まで、第二十九條第一項第五号から第八号まで又は第三十四條の五第一項（法第三十四條の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資に対する配当金を原資とする部分であること。

五 「同上」

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九條の五 法第三十四條の四第三項（法第三十四條の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 法第三十四條の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の

二・三 「略」
2 「略」

(業務方法書に記載すべき事項)

第十一条 「略」

- 一 法第二十二條第一項第六号から第九号まで、第二十九條第一項第五号から第八号まで又は第三十四條の二第一項(法第三十四條の六第二項において準用する場合を含む。)に規定する出資の方法に関する基本的事項
- 二 四 「略」

(大学運営基金の会計処理)

第十四條の四 運営方針會議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金(法第三十三條の五第二項の要件に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。

2 準用通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。

名称

二・三 「同上」
2 「同上」

(業務方法書に記載すべき事項)

第十一条 「同上」

- 一 法第二十二條第一項第六号から第九号まで、第二十九條第一項第五号から第八号まで又は第三十四條の五第一項(法第三十四條の九第二項において準用する場合を含む。)に規定する出資の方法に関する基本的事項
- 二 四 「同上」

「条を加える。」

(事業報告書の作成)

第十五条の二 「略」

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ・ニ 「略」

ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴並びに運営方針

針委員の氏名、任期及び経歴

ヘ・チ 「略」

二・五 「略」

(会計監査報告の作成)

第十六条の四 「略」

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）、運営方針委員及び職員

二・三 「略」

3・4 「略」

(償還計画の認可の申請)

第二十二条 国立大学法人等は、法第三十三条の二の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始

(事業報告書の作成)

第十五条の二 「同上」

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ・ニ 「同上」

ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ・チ 「同上」

二・五 「同上」

(会計監査報告の作成)

第十六条の四 「同上」

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）及び職員

二・三 「同上」

3・4 「同上」

(償還計画の認可の申請)

第二十二条 国立大学法人等は、法第三十四条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、

後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

(他の省令の準用)

第二十六条 次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 「略」

「号を削る。」

二 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三

条の二第一項、第三条の三第一項及び第四十三条

三 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号

）第十条第三項、第十条の七及び第十四条第一項

四〇六 「略」

七 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険

薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三

号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

「号を削る。」

八 「略」

九 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）

第二百二十六条第一項及び第四百十条の十五第一項

2 「略」

遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

(他の省令の準用)

第二十六条 次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 「同上」

二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第十四条

三 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三

条の二第一項及び第四十三条

四 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号

）第十条第三項及び第十四条第一項

五〇七 「同上」

八 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医

療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する

省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第一条第一号及び

第一条の三第一号

九 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）

第十二条

十 「同上」

十一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号

）第二百二十六条第一項

2 「同上」

別表第二（第四条関係）

	国立大学	附属学校
〔略〕	〔略〕	〔略〕
東京大学	教育学部附属中等教育学校	
東京科学大学	附属科学技術高等学校	
〔略〕	〔略〕	〔略〕
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校	
〔略〕	〔略〕	〔略〕
奈良教育大学	附属小学校、附属中学校、附属幼稚園 保連携型認定こども園	
〔略〕	〔略〕	〔略〕
広島大学	附属幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第二（第四条関係）

	国立大学	附属学校
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
東京大学	教育学部附属中等教育学校	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
東京芸術大学	音楽学部附属音楽高等学校	
東京工業大学	附属科学技術高等学校	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
奈良教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
広島大学	附属幼稚園、附属三原幼稚園、附属小学校、附属東雲小学校、附属三原小学校、附属中学校、附属東雲中学校、附属三原中学校、附属福山中学校、附属高等学校、附属福山高等学校	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条第一項中「第三十四条の二」を「第三十三条の三」に改める。

（国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国立大学法人法第三十五条」を「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の国立大学法人法第三十五条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行規則第一条の二の改正規定、第一条の六及び第十四条の四を加える改正規定並びに第十五条の二第二項第一号ホ、第十六条の四第二項第一号並びに別表第二東京大学の項、東京芸術大学の項及び東京工業大学の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の国立大学法人法施行規則第十四条の四の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後終了する事業年度から適用する。

○文部科学省令第十二号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二條第三項の規定に基づき、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(授業料、入学料及び検定料の標準額等)

(授業料、入学料及び検定料の標準額等)

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び幼保連携型認定こども園にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあっては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあっては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあっては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区分	授業料の年額	入学料	検定料
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
幼保連携型認定こども園	七三、二〇〇円（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した園児（子ども・子育て	三一、三〇〇円	一、六〇〇円

区分	授業料の年額	入学料	検定料
特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
幼保連携型認定こども園	七三、二〇〇円（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した園児（子ども・子育て	三一、三〇〇円	一、六〇〇円

[略]	
[略]	<p>て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（以下「保育を必要とする者」という。）に限る。）の授業料の年額については四一、七〇〇円、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある園児（保育を必要とする者に限る。）の授業料の年額については四七、七〇〇円</p>
[略]	
[略]	
[同上]	
[同上]	
[同上]	
[同上]	

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 「略」

2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
「略」	「略」	「略」
特別支援学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円
幼保連携型認定こども園	七〇〇円	九〇〇円

(外国人留学生の授業料等の特例)

第十一条 国立大学法人は、当該国立大学法人が設置する大学又は専修学校(専門課程に限る。)における外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。以下この条において同じ。)の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第二条第一項若しくは第三項又は第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、外国人留学生の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めることができる。

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 「同上」

2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区分	抽選による選考等	試験等
「同上」	「同上」	「同上」
特別支援学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円

「条を加える。」

(海外分校に係る授業料等の特例)

第十二条 国立大学法人は、外国に国立大学の学部、学科又は研究科（以下この条において「学部等」という。）を設ける場合は、第二条第一項若しくは第三項又は第四条第一項及び第十条の規定にかかわらず、当該学部等が所在する外国の他の大学の授業料その他の事情を考慮して、国立大学の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料（いずれも当該学部等に係るものに限る。）を定めることができる。

「条を加える。」

第十三条・第十四条 「略」

第十一条・第十二条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第四十六号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一条の四の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

	改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理 (第72—第91)</p> <p>第12章 連結財務諸表 (第92—第118)</p> <p>別添 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理 (第72—第90)</p> <p>第12章 連結財務諸表 (第91—第117)</p> <p>別添 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理 (第72—第90)</p> <p>第12章 連結財務諸表 (第91—第117)</p> <p>別添 [略]</p>
<p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第94 連結の範囲」及び「第104 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 引当特定資産（「第81 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償還引当特定資産をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第92 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。</p> <p>(6)～(10) [略]</p>	<p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第93 連結の範囲」及び「第103 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 引当特定資産（「第80 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償還引当特定資産をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第91 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。</p> <p>(6)～(10) [略]</p>	<p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第93 連結の範囲」及び「第103 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 引当特定資産（「第80 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償還引当特定資産をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第91 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。</p> <p>(6)～(10) [略]</p>
<p>第30 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 [略]</p>	<p>第30 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 [略]</p>	<p>第30 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 [略]</p>

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）

は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第80特定の新株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合を除く。）。

3 [略]

第33 外貨建取引の会計処理

1・2 [略]

3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額

ア [略]

イ 売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値）を決算時の

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）

は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合を除く。）。

3 [略]

第33 外貨建取引の会計処理

1・2 [略]

3 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額

ア [略]

イ 売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額

為替相場により円換算した額

ウ [略]

4・5 [略]

第41 損益計算書の作成目的

1 [略]

2 損益計算書は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第44条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

第52 純資産の表示項目

1 [略]

2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、利息費用相当額の累計額及び除売却差額相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。

3・4 [略]

ウ [略]

4・5 [略]

第41 損益計算書の作成目的

1 [略]

2 損益計算書は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第44条にいう利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。

第52 純資産の表示項目

1 [略]

2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第85 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、利息費用相当額の累計額及び除売却差額相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。

3・4 [略]

第68 準用通則法第44条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「国立大学法人法第35条の2」において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「国立大学法人法第35条の2」において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額）としてその総額を表示しなければならない。

第69 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(○○年○月○日)

[略]

II 利益処分額

[略]

国立大学法人法第35条の2において準用 XXX

する独立行政法人通則法第44条第3項に

より文部科学大臣の承認を受けた額

[略]

第70 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等

第68 準用通則法第44条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「国立大学法人法第35条」において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあつては「国立大学法人法第35条」において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けようとする額）としてその総額を表示しなければならない。

第69 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

利益の処分に関する書類

(○○年○月○日)

[略]

II 利益処分額

[略]

国立大学法人法第35条において準用する XXX

独立行政法人通則法第44条第3項により

文部科学大臣の承認を受けた額

[略]

第70 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第85 資産除去債務に係る特定の除去費用等

<p>の会計処理」による減価償却相当額も含む。) 並びに減損損失の明細(2)～(25) [略]</p> <p><u>第80</u> 特定の新株予約権の会計処理</p> <p>1 無償で取得した新株予約権については、本源的価値(当該新株予約権を發行する会社の株価から当該新株予約権の行使に際して出資される価額を除いたものをいう。次項において同じ。)をもって取得原価とする。</p> <p>2 新株予約権は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券を發行する会社の新株予約権は、本源的価値をもって貸借対照表価額とする。</p> <p><u>第81～第118</u></p>	<p>の会計処理」による減価償却相当額も含む。) 並びに減損損失の明細(2)～(25) [略]</p> <p>[条を加える。]</p> <p><u>第80～第117</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第二表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理(第72—第93)</p> <p>第12章 連結財務諸表(第94—第120)</p> <p>別添 [略]</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p>第11章 国立大学法人等固有の会計処理(第72—第91)</p> <p>第12章 連結財務諸表(第92—第118)</p> <p>別添 [略]</p> <p>第12 投資その他の資産</p> <p>1 [略]</p>

2 [略]

- (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第96 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。
- (2)・(3) [略]
- (4) 引当特定資産（「第81 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償償還引当特定資産をいう。以下同じ。）
- (5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第94 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。
- (6)～(10) [略]

第16 流動負債

次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務（「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」により計上される国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務をいう。以下同じ。）
- (10)・(11) [略]
- (12) 預り金（(3)、(4)及び(11)を除く。以下同じ。）
- (13)～(22) [略]

第22 利益の定義

国立大学法人等の利益とは、費用と収益との差額から、「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入

2 [略]

- (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第94 連結の範囲」及び「第104 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。
- (2)・(3) [略]
- (4) 引当特定資産（「第81 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償償還引当特定資産をいう。以下同じ。）
- (5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第92 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。
- (6)～(10) [略]

第16 流動負債

次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

- (1)～(8) [略]
- [号を加える。]
- (9)・(10) [略]
- (11) 預り金（(3)、(4)及び(10)を除く。以下同じ。）
- (12)～(21) [略]

第22 利益の定義

国立大学法人等の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額を加えたものをいう。

れた額を除き、費用に対応する積立金及び大学運営基金の取崩額を加えたものをいう。

第30 有価証券の評価基準及び評価方法

1 [略]

2 [略]

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第80 特定の新株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならぬ。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならぬ（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除く。）。

3 [略]

第30 有価証券の評価基準及び評価方法

1 [略]

2 [略]

(1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合を除く。）。

(2)～(4) [略]

(5) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第80 特定の新株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならぬ。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならぬ（「第76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合を除く。）。

3 [略]

第51 負債の表示項目

1 [略]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務

(10)～(12) [略]

第53 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表

(〇〇年3月31日)

[略]

負債の部

[略]

II 流動負債

[略]

前受委託事業費等

XXX

国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務

XXX

前受金

XXX

[略]

純資産の部

[略]

II 資本剰余金

[略]

民間出えん金

XXX

第51 負債の表示項目

1 [略]

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

(1)～(8) [略]

[号を加える。]

(9)～(11) [略]

第53 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表

(〇〇年3月31日)

[略]

負債の部

[略]

II 流動負債

[略]

前受委託事業費等

XXX

前受金

XXX

[略]

純資産の部

[略]

II 資本剰余金

[略]

民間出えん金

XXX

大学運営基金	XXX
資本剰余金合計	XXX

[略]

第57 損益計算書科目の分類及び表示科目
1～7 [略]

8 国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益は、「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。

第58 損益計算書の様式

損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

損益計算書	(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)
-------	--------------------

[略]

経常収益

[略]

寄附金収益	XXX
国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益	XXX
財務収益	

[略]

目的積立金取崩額	XXX
大学運営基金組入額	XXX
大学運営基金取崩額	XXX
当期総利益	XXX

資本剰余金合計	XXX
---------	-----

[略]

第57 損益計算書科目の分類及び表示科目
1～7 [略]

[項を加える。]

第58 損益計算書の様式

損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

損益計算書	(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)
-------	--------------------

[略]

経常収益

[略]

寄附金収益	XXX
財務収益	

[略]

目的積立金取崩額	XXX
当期総利益	XXX

第63 キヤッシュ・フロー計算書の様式

キヤッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キヤッシュ・フロー計算書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

1 業務活動に関するキヤッシュ・フロー

[略]

寄附金収入	XXX
国際卓越研究大学研究等体制強化助成収入	XXX
小計	XXX

[略]

[略]

第67 損失の処理に関する書類の科目

1・2 [略]

3 各積立金を取り崩しても当期末処理損失が埋まらないときは、当期末処理損失を埋めるための大学運営基金の取崩額を表示しなければならぬ。

4 大学運営基金を取り崩しても当期末処理損失が埋まらないときは、その額は繰越欠損金として整理しなければならない。

第69 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

[略]

損失の処理に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[略]

第63 キヤッシュ・フロー計算書の様式

キヤッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キヤッシュ・フロー計算書

(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)

1 業務活動に関するキヤッシュ・フロー

[略]

寄附金収入	XXX
小計	XXX

[略]

[略]

第67 損失の処理に関する書類の科目

1・2 [略]

3 各積立金を取り崩しても当期末処理損失が埋まらないときは、その額は繰越欠損金として整理しなければならない。

[項を加える。]

第69 利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の様式

利益の処分に関する書類及び損失の処理に関する書類の標準的な様式は、次のとおりとする。

[略]

損失の処理に関する書類

(〇〇年〇月〇日)

[略]

II 損失処理額

[略]

積立金取崩額	XXX	XXX
大学運営基金取崩額	XXX	XXX
III 次期繰越欠損金		XXX

第70 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。

(1)～(24) [略]

25 大学運営基金の明細

26 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の明細

27 [略]

第76 寄附金の会計処理

1・2 [略]

3 1 (2)の寄附金を「第92 大学運営基金の会計処理」により資本剰余金に組み入れる場合は、その金額を寄附金債務から収益に振り替える。

4 [略]

第87 毎事業年度の利益処分

1 [略]

2 当期末処理損失は、毎事業年度、積立金（目的積立金が残っている場合は当該目的積立金を含む。）を減額して整理し、なお不足がある場合は大学運営基金を減額して整理し、なお不足がある場合は繰越欠損金として整理するものとする。

II 損失処理額

[略]

積立金取崩額	XXX	XXX
III 次期繰越欠損金		XXX

第70 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。

(1)～(24) [略]

[号を加える。]

[号を加える。]

25 [略]

第76 寄附金の会計処理

1・2 [略]

[項を加える。]

3 [略]

第87 毎事業年度の利益処分

1 [略]

2 当期末処理損失は、毎事業年度、積立金（目的積立金が残っている場合は当該目的積立金を含む。）を減額して整理し、なお不足がある場合は繰越欠損金として整理するものとする。

第92 大学運営基金の会計処理

[条を加える。]

- 1 運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（国立大学法人法第33条の5第2項の要件に該当するものに限る。以下「第92 大学運営基金の会計処理」において同じ。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。
- 2 運用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。
- 3 大学運営基金について、取り崩して業務に充当することにより費用が発生したときにはその同額を、固定資産を取得したときにはその取得に要した額を、大学運営基金から取り崩して大学運営基金取崩額に振り替えなければならない。
- 4 大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れること、及び大学運営基金からの取り崩しにより大学運営基金取崩額へ振り替えることの決定は、運営方針会議の決議その他の適切な手続を定めた上で、当該手続を経て行うものとする。

[条を加える。]

第93 国際卓越研究大学固有の会計処理

- 1 国際卓越研究大学（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号）第4条第5項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下同じ。）が国際卓越研究大学研究等体制強化助成（同法第7条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成を

<p>いう。以下同じ。)を受領した時点では国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務として負債に計上し、当該使途に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から収益に振り替えなければならない。</p> <p>2 国際卓越研究大学研究等体制強化助成によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) 当該資産が非償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から資本剰余金に振り替える。</p> <p>(2) 当該資産が償却資産であるときは、その金額を国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務から国際卓越研究大学研究等体制強化助成収益に振り替える。</p> <p>第94～第120 [略]</p>	<p>第92～第118 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別表を次のように改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。ただし、第二表に係る改正規定及び別表を改める改正規定は令和六年十月一日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準

平成 29 年 2 月 21 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
令和 3 年 3 月 31 日一部改正
令和 6 年 3 月 26 日一部改正

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十三条の三に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対して、当該国立大学法人等の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）を貸し付けようとする場合（当該土地等の一部を国立大学法人等も引き続き利用しているものの、利用面積や利用状況等を鑑み、当該土地等が主に貸付相手方の利用に資すると判断される場合も含む。）の文部科学大臣の認可を行うための基準を次のように定める。

第 1 文部科学大臣への申請

1 様式

国立大学法人等が法第三十三条の三に規定する土地等の貸付けを行おうとする場合には、文部科学大臣に別紙様式「国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る認可申請書」を提出することにより、申請手続を行う。

2 添付資料

前項の申請をする際には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに係る国立大学法人等において定める規則
- (2) 貸付相手方を入札により選定しようとする際に予定している入札公告案
- (3) 貸付相手方と契約を結ぼうとする際に予定している契約書案
- (4) 貸付けを行おうとする土地等の配置図及び平面図
- (5) 貸付けを行おうとする土地等の貸付期間終了後の当該国立大学法人等における使用用途が分かる計画などを記した資料
- (6) その他法第三十三条の三に規定する土地等の貸付けを認可するに当たって文部科学大臣が必要と認める資料

第 2 文部科学大臣への報告

- 1 国立大学法人等は、貸付相手方との契約が締結された時点で、速やかに当該契約書の写しを文部科学大臣に対して提出しなければならない。
- 2 国立大学法人等は、貸付相手方における当該土地等の利用用途の変更等、第 2 の 1 により提出した契約書の写しの内容に変更が生じた場合には、変更後、速やかに変更後の当該契約書の写しを文部科学大臣に対して提出しなければならない。

第 3 貸し付ける場合の判断基準

1 貸付けの範囲

法第三十三条の三に規定する「第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲」とは、以下のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には、国立大学法人等の所有に属する土地等を貸し付けることができる。

- (1) 国立大学法人等の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (2) 国立大学法人等の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。
- (3) 国立大学法人等の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること。
 - ① 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものであること。
 - ② 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用するものであること。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用途に使用するものであること。
 - ④ 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するものであること。
- (4) その他国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

2 貸付けの対象

貸し付けることができる土地等は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該国立大学法人等の業務のために現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人等において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものとする。

3 土地等の貸付けによる対価の使途

土地等の貸付けによる対価の使途については、国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されなければならない。

4 貸し付ける場合の留意事項

- (1) 必要に応じて、国立大学法人等が使用する部分と貸し付ける部分の動線を分離する等、安全管理にも配慮すること。
- (2) 貸し付ける部分の土地等において、第三者との権利関係を十分に調査して確認しておくこと。

第4 貸付契約の方式及び貸付期間

貸付契約の方式及び貸付期間は、区分に応じて以下の通りとする。

1 土地の貸付け

当該貸付けが建物の所有を目的とする場合においては、当該土地が国立大学法人等の財産であり、将来、国立大学法人等が自らの業務のために使用する予定があることなどを考慮して、原則、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条に基づく定期借地権の設定契約（以下「定期借地契約」という。）又は同法第二十三条に基づく

事業用定期借地権の設定契約（以下「事業用定期借地契約」という。）によるものとする。

また、当該貸付けが建物の所有以外を目的とする場合においては、借地借家法の適用のない賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の国立大学法人等の将来における使用見込み、当該建物の構造、使用期間等を勘案して、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

なお、定期借地契約及び事業用定期借地契約は、公正証書によらなければならないことに留意する。

2 建物の貸付け

原則、借地借家法第三十八条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。貸付期間は、当該建物の将来における国立大学法人等の使用見込み等を勘案して、民間の賃貸借事例を参考に、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

3 建物以外の土地の定着物の貸付け

原則、当該土地の定着物の種類に応じて賃貸借契約によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の定着物の国立大学法人等の将来における使用見込み等を勘案して、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

第5 貸付契約の更新等

貸付契約の更新は、法令の規定に基づき行うこととし、定期借地契約、事業用定期借地契約には、更新制度はなく、引き続き貸付けを行う場合には、再契約となることに留意する。その際、国立大学法人等は改めて法第三十三条の三に規定する文部科学大臣の認可を受けるための申請を文部科学大臣に対して提出するものとする。なお、再申請の際には、当初の申請において提出をしていた、当該貸付けの対象となる土地等に関する国立大学法人等としての将来的な使用予定と、貸付期間との合理性の説明との関係性を明確にしなければならない。

第6 貸付相手方の選定

1 貸付契約を締結しようとする場合には、貸付相手方として、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、かつ、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を貸付期間を通じて適切に履行する者を慎重に選定しなければならない。

2 貸付相手方を入札により選定する際には、入札公告の参加資格として、次に掲げる要件を明記しなければならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではな

- いこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- 3 入札に参加させる際には、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、貸し付けた後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該貸付契約の解消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出させなければならない。また、国立大学法人等は、必要に応じて、当該土地等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察に、入札参加者が前項の要件を満たすか否か確認し、確認の結果、当該者が前項の要件に反する場合には契約を締結しないものとしなければならない。

第7 担保

貸付料の不払い、原状回復不履行などに備えて、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、原則、担保を徴することとする。

第8 損害保険の付保

独立した一棟の建物の全部又はその大部分を貸し付ける場合においては、必要に応じて、貸付相手方に国立大学法人等の指定する金額を保険金額とし、国立大学法人等を被保険者とする損害保険契約を締結させることとする。

第9 貸付申請の手続き等

- 1 貸付けを行う場合には、上記第6により選定した貸付相手方から、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。
 - (1) 所在地
 - (2) 数量
 - (3) 利用用途
- 2 その際に次の各号に掲げる書類のうちそれぞれ必要なものを添付させなければならない。
 - (1) 申請物件の利用計画書（利用計画図添付）
 - (2) 事業計画書

- (3) 申請者が地方公共団体であって貸付申請が当該地方公共団体の議決機関の決議を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に属するものであるときは、その根拠となる条例の条項、また、予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書
- (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した現在事項全部証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業（決算）報告書
- (5) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）であって、当該施設の取得に当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
- (7) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
- (8) 暴力団を排除する取組として、次に掲げる事項を記載した誓約書（ただし、入札参加の際に下記に係る誓約書を提出している場合又は相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人若しくは国立大学法人等の場合は除く。）
 - ① 第6の2(1)から(6)に当たる契約の相手方として不適当な者に貸付相手方が該当せず、将来においても該当しないこと。
 - ② 貸付けを受けた国立大学法人等の財産の使用に当たっては、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付けの対象となる土地等を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡することを行わないこと。
 - ③ 貸付けを受けた国立大学法人等の財産を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに国立大学法人等と連携をして、必要に応じて警察への通報などの対応をとること。
- (9) 暴力団を排除する取組として、役職名、氏名、生年月日、性別、住所等を記載した役員名簿（ただし、相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人等の場合は除く。）
- (10) その他貸付申請に当たり必要と認めるもの

第10 転貸及び貸借権の譲渡等の取扱い

1 転貸

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に転貸をしようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。
- (2) 転貸について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、転貸の期間を通じて、転貸人である貸付相手方が、国立大学法人等との契約における貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料

の支払い等の貸付条件を適切に履行する上で妨げにならないと国立大学法人等が認める者が転借人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 転借人の転貸人に対する転貸料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 転借人の利用用途が上記第3の1(1)から(4)のいずれかに該当する恐れがある場合
- (3) 転貸を行う場合には、次に掲げる事項を記載した転貸承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 転貸の対象となる土地等の表示（所在地、種目、数量、面積等）
 - ② 転借人の住所及び氏名（法人の場合、法人の所在地、法人名及び代表者名）
 - ③ 転借人の利用用途

2 賃借権の譲渡

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に賃借権を譲渡しようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めること。
- (2) 賃借権の譲渡について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、貸付期間を通じて、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を適切に履行すると国立大学法人等が認める者が譲受人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 譲受人の貸付料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 借地権等の譲渡により貸付土地等が細分化され、貸付土地等の全体的利用、効率利用に著しい支障をきたし、価格の低下、利用価値の減少等が生じる場合
 - ④ 借地権等の譲受人に人的信頼関係がない場合
- (3) 賃借権の譲渡を行う場合には、次に掲げる事項を記載した賃借権譲渡申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 賃借権の譲渡の対象となる土地等の表示（所在地、種目、数量、面積等）
 - ② 譲受人の住所及び氏名（法人の場合、法人の所在地、法人名及び代表者名）
 - ③ 譲受人の利用用途
 - ④ 譲渡予定年月日
 - ⑤ 譲渡を必要とする理由

⑥ 譲渡契約書（案）

- (4) 賃借権の譲受人と貸付契約を締結する場合には、賃借権の譲受人は国立大学法人等と賃借権の譲渡人との間の契約（以下「原契約」という。）における借受人の地位を承継するものとして取り扱い、貸付期間は原契約における残存期間、貸付料は原契約における金額とする。

3 貸付相手方所有建物の第三者に対する貸付け

貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が貸付地上の自己所有建物を第三者に貸し付けようとする際には、当該建物の貸付けを受けた第三者の利用等により、貸付相手方と国立大学法人等との間の契約における貸付条件の適切な履行が妨げられないよう貸付相手方において責任を持ち、仮に違反が確認された場合には速やかに貸付相手方は違反の是正のための措置をとることを定めなければならない。

4 増改築等

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

- (2) 増改築等による現状の変更をすることについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがないと認められることのほか、次の事項に留意して国立大学法人等において審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事前に承認することができる。

- ① 増改築を必要とする事情
- ② 建物の朽廃状態
- ③ 貸付けの残存期間
- ④ 建築基準法、都市計画法等による諸規制との整合性
- ⑤ 貸付料の納付状況
- ⑥ 建物の種類、構造等の変更を行う場合には、①～⑤のほか、当該土地等周辺の防火地域の指定の有無、付近の土地の利用状況及び契約締結後の事情の変化の有無

- (3) 貸付相手方が増改築等による現状の変更をする場合には、次に掲げる事項を記載した増改築等承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。

- ① 増改築等の対象となる建物の表示（所在地、種目、数量、面積等）
- ② 増改築等しようとする建物の表示（種目、数量等）
- ③ 利用用途
- ④ 増改築等の工事予定年月日及び工事完了予定日
- ⑤ 増改築等を必要とする理由
- ⑥ その他参考資料

5 利用用途変更

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が利用用途の変更を行おうとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

- (2) 利用用途を変更することについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げることにならないことのほか、次の事項に留意して国立大学法人等に審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り承認することができる。
- ① 利用用途変更を必要とする事情
 - ② 変更後の利用用途が上記第3の1(1)から(4)のいずれにも該当しないこと。
 - ③ 貸付けの残存期間
- (3) 利用用途の変更を行う場合には、次に掲げる事項を記載した利用用途変更申請書を国立大学法人等に提出させること。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 利用用途変更の対象となる土地等の所在地、数量及び面積
 - ② 変更後の利用用途

第11 貸付契約の違反に対する措置等

- 1 国立大学法人等は、貸付契約書で定めた履行義務について、当該履行義務に違反した場合における措置内容を次に掲げるとおり契約書に定め、違反を確認した場合は、次に掲げる区分に応じ、速やかに措置するものとする。

(1) 無断で転貸等をしたとき

貸付相手方が無断で転貸又は賃借権の譲渡をしたときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、それぞれ第10の1(2)、2(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(2) 増改築等の現状変更の制限に違反したとき

増改築等の現状変更の制限に違反したときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第10の4(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(3) 契約において指定された用途（以下「指定用途」という。）に違反したとき

① 指定用途以外の用途に供したときは、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求め、当該期間内に履行しないときは民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金の徴収及び契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

② ①に規定する期間内に指定用途に供しない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第10の5(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(4) その他契約書に定める義務等に違反したとき

① 直ちに是正を求め、是正に応じない場合には、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収する旨を相手方に通知するものとする。

② ①の是正に応じない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

2 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、契約に定める義務の履行状況を確認するため、国立大学法人等が実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を貸付相手方に徴求できる旨の特約を付さなければならない。また、当該特約に違反した場合には、違約金を徴する旨の特約も併せて付さなければならない。

第12 貸付料、一時金等

貸付料の額の算定や一時金の徴収方法、額の算定等については、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして、必要に応じて見直しが行えるようにするなど、適正な額及び方法等を国立大学法人等と貸付相手方との貸付契約において定めなければならない。

第13 輸出管理体制の整備

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を踏まえつつ、輸出管理担当部署を設置するとともに、輸出管理内部規程を策定していること。

附 則

この決定は、平成二十九年四月一日から実施する。

附 則

この決定は、令和三年三月三十一日から実施する。

附 則

この決定は、令和六年四月一日から実施する。

別紙様式

国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る認可申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

国立大学法人法第三十三条の三の規定に基づき、下記のとおり土地等の貸付けを行いたく、認可を申請します。

所在地	
区分	
面積	
当該土地等が現に使用されていない理由	
貸付期間終了後の当法人における将来的な当該土地等の使用予定	
貸付先用途	
対価の算定方法及び使途	
契約方法	
貸付期間	
輸出管理体制等の整備状況	

(備考)

「申請者」には、本申請に係る国立大学法人等の名称を記載すること。

国立大学法人法施行令第8条第3号及び第4号の長期借入金の借入れ等に係る認可基準

平成18年12月26日
文部科学大臣決定
平成20年1月4日一部改正
令和2年8月7日一部改正
令和6年3月26日一部改正

国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第33条第1項及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「施行令」という。）第8条第3号及び第4号の規定に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）による長期借入金の借入れ又は国立大学法人等債券（法第33条第1項の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）の発行（以下「長期借入金の借入れ等」という。）に係る認可の基準について、施行令第8条第3号、第4号、第10条から第14条まで及び第21条並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「施行規則」という。）第21条の規定を踏まえ、以下のとおり定める。

第1 長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備（以下「土地の取得等」という。）が、施行令第8条第3号又は第4号に掲げる土地の取得等に該当するものであること。

施行令第8条第3号に掲げる土地の取得等とは、次に掲げるものであって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に係る長期借入金又は国立大学法人等債券（以下「長期借入金等」という。）を償還することができる見込みがあるものをいう。

- ① 学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設（法人の職員ではない外国人研究者が宿泊するための施設や、職員宿舍と外国人研究者が宿泊するための施設の合築施設等）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置
- ② 当該国立大学法人等以外の者との連携による教育研究活動に係る施設（産学連携関連施設や、地方公共団体又は独立行政法人等との共同研究等のための施設）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは

整備又は設備の設置

- ③ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医師法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

施行令第8条第4号に掲げる土地の取得等とは、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行うものであって、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金をもって長期借入金等を償還することができる見込みがあるものをいう。

先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等とは、世界最先端の学術研究を行うための大型研究施設や設備の整備、大規模な実験等を行うための教育研究施設の整備など、当該国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）における教育研究の高度化、ひいては我が国の教育研究と人材育成を先導する国立大学等の形成に必要であるが、通常の施設又は設備の整備に係る予算措置では適時対応することが困難であるものが想定されるものをいう。

第2 先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に充てるための長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする場合には、以下の条件をいずれも満たすこと。

- ① 先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置と一体的に長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする知的基盤であり、当該土地、施設又は設備と一体的に先端的な教育研究の用に供することを目的としたものであること
- ② 長期借入金等を充てることとしている開発又は整備に係る費用の範囲が、以下のいずれかに該当すること
- ・ 什器・消耗品の購入・調達や行政手続の実施など一時的に増加する管理事務であって、これらの費用に充てる資金を確保することが遅れることにより施設等の稼働が遅滞する可能性があるもの
 - ・ 共同研究の際に必要な研究資源（試料、データ等）の確保やソフトウェアの開発など、先端的な教育研究の用に供する業務が安定的に行われるまでの間に必要となる研究開発で、当該業務の早期安定化や早期の施設整備等による優位性により共同研究先や共同研究収入等の増加に資するもの

- ・ 国際的な広報や共同研究先の候補探しのための URA の雇用など、先端的な教育研究の用に供する業務が安定的に行われるまでの間に必要となる広報営業活動で、当該業務の早期安定化や、共同研究先や共同研究収入等の増加に資するもの

第3 長期借入金等の償還期間が、施行規則第21条第1項各号又は第2項（施行令第8条第4号に掲げる土地の取得等に限る。）に掲げる期間に該当するものであり、かつ、認可を受けようとする長期借入金の借入れ等により取得する土地等を用いて行う業務（以下「当該認可対象業務」という。）の内容に応じ適正な期間であること。

施行規則第21条第1項各号に掲げる期間とは、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 土地（②括弧書に規定する土地を除く。） | 15年間 |
| ② 施設（その用に供する土地を含む。） | 30年間 |
| ③ 設備 | 10年間 |

また、施行規則第21条第2項に掲げる期間とは、40年間である。

第4 当該認可対象業務の内容が適正であり、かつ、当該認可対象業務に係る収入のみ（施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、当該認可対象業務に係る収入及び当該国立大学等を設置する国立大学法人等の法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金を含む。）をもって当該長期借入金等を償還することができる見込みがあること。

具体的には、次に掲げる条件の全部に該当するものであること。

- ① 当該認可対象業務の内容が国立大学法人等の業務として適正であり、かつ、当該国立大学法人等の業務内容からみて妥当性を有すること。
- ② 当該認可対象業務に係る資金収支に係る計画（償還計画を含む。）が適正であること。特に次に掲げる事項については、それぞれ算定の根拠が明確に示されていること。また、施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、個別の長期借入金等の案件ごとに、償還年数が、当該長期借入金等の額を年間の償還可能財源で除した数以上であること。

（収入に関する事項）

- ・ 利用料金の設定（当該国立大学法人等が設置する同種の施設等及び周辺地域において提供される一般の同種の施設等がある場合には、これらの施設等の利用料金等との比較を含む。）
- ・ 利用の見込み

（支出に関する事項）

・ 経費の見込み

- ③ 当該国立大学法人等の資産を担保等に供しないこと。ただし、当該認可対象業務のために取得した土地若しくはその土地に付随する施設又は当該認可対象業務のために取得した設備若しくは知的基盤を除く。
- ④ 当該認可対象業務の収入が不足する等の要因により、当該認可対象業務の収入によっては償還が計画通り行うことができなくなった場合における償還の財源について、適正な見込みが示されていること。
- ⑤ 原則として、過去3事業年度の損益計算書において当期総損失を計上しておらず、かつ、当期を含む今後2事業年度の損益計算書において当期総損失を計上する見込みがないこと。

また、施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、償還確実性を担保する観点から、法人組織全体としての財務の健全性を有すること。具体的には、当該国立大学法人等に対する信用格付業者による信用格付が最上位又はそれに準ずる格付であることに加えて、収支状況、規模・投資余力、安定性等の観点に係る財務指標により総合的に評価する。また、当該国立大学法人等の組織全体としての財務の健全性を支える組織体制が強化されていること。

第5 長期借入金の借入れ等により取得する土地等の価額が適正であること。

第6 長期借入金の借入れ等の方法や借入先等の選定が適正であること。

第7 当該国立大学法人等の規則等において、次の事項が定められていること。

- ① 長期借入金の借入れ等に係る意思決定に当たっては経営協議会の議を経ること。
- ② 長期借入金等の償還の状況に関し、各事業年度終了時に経営協議会に報告すること。
- ③ 当該認可対象業務の収入が不足する等の要因により、当該認可対象業務の収入によっては償還が計画通り行うことができなくなった場合において償還計画を変更するに当たっては、経営協議会の議を経ること。
- ④ 学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。以下同じ。）若しくは機構長並びに財務を担当する理事及びこれらの者の財務に関する事務の一部を補助することを命ぜられた者は、長期借入金の借入れ等に係る事務を担当するに当たって関係法令及び法人の規則に基づき、かつ、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないこと。

- ⑤ 学長若しくは機構長又は財務を担当する理事は、故意又は過失により法人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

第8 長期借入金の借入れの認可を受けようとする国立大学法人等は、施行令第11条第1項に定める次の事項を記載した申請書を、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付して文部科学大臣に提出しなければならないこと。なお、②から⑥までの事項については、それぞれその算定又は選定の根拠が記載された書類を添付すること。

- ① 借入れを必要とする理由
- ② 長期借入金の額
- ③ 借入先
- ④ 長期借入金の利率
- ⑤ 長期借入金の償還の方法及び期限
- ⑥ 利息の支払の方法及び期限
- ⑦ その他文部科学大臣が必要と認める事項

第9 国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとする国立大学法人等は、施行令第21条に定める次の事項を記載した申請書を、作成しようとする国立大学法人等債券申込証、国立大学法人等債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面及び国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面を添付して文部科学大臣に提出しなければならないこと。なお、②から⑤までの事項については、それぞれその算定又は選定の根拠が記載された書類を添付すること。

- ① 発行を必要とする理由
- ② 施行令第14条第3項第1号から第8号までに掲げる事項
 - 一 国立大学法人等債券の名称
 - 二 国立大学法人等債券の総額
 - 三 各国立大学法人等債券の金額
 - 四 国立大学法人等債券の利率
 - 五 国立大学法人等債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 国立大学法人等債券の発行の価額
 - 八 社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があるときは、その旨
- ③ 国立大学法人等債券の募集の方法

④ 発行に要する費用の概算額

⑤ ②に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項

第 10 当該国立大学法人等の他の長期借入金等の償還が過去3年間において計画通りに行われていること。

第 11 法第33条第1項及び施行令第8条第4号の規定に基づく国立大学法人等による長期借入金の借入れ等に係る文部科学大臣の認可にあたっては、文部科学省において外部有識者からなる審査会を開催し、当該会議における外部有識者の意見を踏まえ認可の可否を判断すること。

附 則

この認可基準は、平成18年12月26日から適用する。

附 則

この決定は、平成20年1月4日から実施する。

附 則

この決定は、令和2年8月7日から実施する。

附 則

この決定は、令和6年4月1日から実施する。

国立大学法人法第三十三条の四における貸付計画に係る文部科学大臣の認可基準

令和 6 年 3 月 2 6 日
文 部 科 学 大 臣 決 定

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十三条の四第一項に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対して、当該国立大学法人等の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の貸付けに関する計画（以下「貸付計画」という。）について、文部科学大臣の認可を行うための基準を次のように定める。

一 貸付計画の認可において確認する事項

法第三十三条の四第四項（同条第六項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、貸付計画が同項各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、文部科学大臣は認可をしてはならないことから、具体的には以下の事項を認可の際に文部科学大臣が確認することとする。

（法第三十三条の四第四項第一号に関する事項）

第1 貸付けの対象

貸し付けることができる土地等は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該国立大学法人等の業務のために現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人等において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものとする。また、貸し付ける場合には、以下の点について留意することとする。

- (1) 必要に応じて、国立大学法人等が使用する部分と貸し付ける部分の動線を分離する等、安全管理にも配慮すること。
- (2) 貸し付ける部分の土地等において、第三者との権利関係を十分に調査して確認しておくこと。

（法第三十三条の四第四項第二号に関する事項）

第2 貸付けの範囲

法第三十三条の四第四項第二号に規定する「第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲」とは、以下のいずれにも該当しないことを指し、これらに該当しない場合には、国立大学法人等の所有に属する土地等を貸し付けることができる。

- (1) 国立大学法人等の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (2) 国立大学法人等の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。
- (3) 国立大学法人等の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること。
 - ① 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用

する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものであること。

- ② 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用するものであること。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用途に使用するものであること。
 - ④ 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するものであること。
- (4) その他国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

（法第三十三条の四第四項第三号に関する事項）

第3 貸付料、一時金等

貸付料の額の算定や一時金の徴収方法、額の算定等については、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして、必要に応じて見直しが行えるようにするなど、適正な額及び方法等を国立大学法人等と貸付相手方との貸付契約において定めなければならない。

（法第三十三条の四第四項第四号に関する事項）

第4 土地等の貸付けによる対価の使途

土地等の貸付けによる対価の使途については、国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されなければならない。

（法第三十三条の四第四項第五号に関する事項）

土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するため、当該事務の実施体制及び方法が、土地等の貸付けの相手方を適切に選定し、貸付けが過度の期間とならないこと等当該相手方と適切な内容の契約を締結することとしており、かつ、土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合において必要な措置を講ずることができることとする。具体的には、以下の事項を満たすこととする。

第5 貸付契約の方式及び貸付期間

貸付契約の方式及び貸付期間は、区分に応じて以下の通りとする。

1 土地の貸付け

当該貸付けが建物の所有を目的とする場合においては、当該土地が国立大学法人等の財産であり、将来、国立大学法人等が自らの業務のために使用する予定があることなどを考慮して、原則、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条に基づく定期借地権の設定契約（以下「定期借地契約」という。）又は同法第二十三条に基づく事業用定期借地権の設定契約（以下「事業用定期借地契約」という。）によるものとする。

また、当該貸付けが建物の所有以外を目的とする場合においては、借地借家法の適用のない賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の国立大学法人等の将来における使用見込み、当該建物の構造、使用期間等を勘案して、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

なお、定期借地契約及び事業用定期借地契約は、公正証書によらなければならないことに留意する。

2 建物の貸付け

原則、借地借家法第三十八条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。貸付期間は、当該建物の将来における国立大学法人等の使用見込み等を勘案して、民間の賃貸借事例を参考に、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

3 建物以外の土地の定着物の貸付け

原則、当該土地の定着物の種類に応じて賃貸借契約によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の定着物の国立大学法人等の将来における使用見込み等を勘案して、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

第6 貸付契約の更新等

貸付契約の更新は、法令の規定に基づき行うこととし、定期借地契約、事業用定期借地契約には、更新制度はなく、引き続き貸付けを行う場合には、再契約となることに留意する。その際、貸付計画の変更を伴わない場合にあつては、国立大学法人等は改めて文部科学大臣に対し、法第三十三条の四第八項による届出を行い、貸付計画の変更を伴う場合にあつては、法第三十三条の四第五項の認可を受けるための申請を文部科学大臣に対して提出するものとする。なお、再申請の際には、当初の申請において提出をしていた、当該貸付けの対象となる土地等に関する国立大学法人等としての将来的な使用予定と、貸付期間との合理性の説明との関係性を明確にしなければならない。

第7 貸付相手方の選定

1 貸付契約を締結しようとする場合には、貸付相手方として、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、かつ、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を貸付期間を通じて適切に履行する者を慎重に選定しなければならない。

2 貸付相手方を入札により選定する際には、入札公告の参加資格として、次に掲げる要件を明記しなければならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではない

こと。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

3 入札に参加させる際には、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、貸し付けた後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該貸付契約の解消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出させなければならない。また、国立大学法人等は、必要に応じて、当該土地等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察に、入札参加者が前項の要件を満たすか否か確認し、確認の結果、当該者が前項の要件に反する場合には契約を締結しないものとしなければならない。

第8 担保

貸付料の不払い、原状回復不履行などに備えて、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、原則、担保を徴することとする。

第9 損害保険の付保

独立した一棟の建物の全部又はその大部分を貸し付ける場合においては、必要に応じて、貸付相手方に国立大学法人等の指定する金額を保険金額とし、国立大学法人等を被保険者とする損害保険契約を締結させることとする。

第10 貸付申請の手続き等

- 1 貸付けを行う場合には、上記第7により選定した貸付相手方から、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。
 - (1) 所在地
 - (2) 数量
 - (3) 利用用途
- 2 その際に次の各号に掲げる書類のうちそれぞれ必要なものを添付させなければならない。
 - (1) 申請物件の利用計画書（利用計画図添付）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 申請者が地方公共団体であって貸付申請が当該地方公共団体の議決機関の決議を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に関するものであるときは、その根拠となる条例の条項、また、予算措置を要するものであると

- きは、当該経費の支出を明らかにした予算書
- (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した現在事項全部証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業（決算）報告書
 - (5) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）であって、当該施設の取得に当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類
 - (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
 - (7) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - (8) 暴力団を排除する取組として、次に掲げる事項を記載した誓約書（ただし、入札参加の際に下記に係る誓約書を提出している場合又は相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人若しくは国立大学法人等の場合は除く。）
 - ① 第7の2(1)から(6)に当たる契約の相手方として不適当な者に貸付相手方が該当せず、将来においても該当しないこと。
 - ② 貸付けを受けた国立大学法人等の財産の使用に当たっては、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付けの対象となる土地等を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡することを行わないこと。
 - ③ 貸付けを受けた国立大学法人等の財産を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに国立大学法人等と連携をして、必要に応じて警察への通報などの対応をとること。
 - (9) 暴力団を排除する取組として、役職名、氏名、生年月日、性別、住所等を記載した役員名簿（ただし、相手方が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人等の場合は除く。）
 - (10) その他貸付申請に当たり必要と認めるもの

第11 転貸及び貸借権の譲渡等の取扱い

1 転貸

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に転貸をしようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。
- (2) 転貸について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、転貸の期間を通じて、転貸人である貸付相手方が、国立大学法人等との契約における貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を適切に履行する上で妨げにならないと国立大学法人等が認める者が転借人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 転借人の転貸人に対する転貸料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 転借人の利用用途が上記第2の(1)から(4)のいずれかに該当する恐れがある場合
- (3) 転貸を行う場合には、次に掲げる事項を記載した転貸承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第10に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 転貸の対象となる土地等の表示（所在地、種目、数量、面積等）
 - ② 転借人の住所及び氏名（法人の場合、法人の所在地、法人名及び代表者名）
 - ③ 転借人の利用用途

2 賃借権の譲渡

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に賃借権を譲渡しようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めること。
- (2) 賃借権の譲渡について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、貸付期間を通じて、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を適切に履行すると国立大学法人等が認める者が譲受人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 譲受人の貸付料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 借地権等の譲渡により貸付土地等が細分化され、貸付土地等の全体的利用、効率利用に著しい支障をきたし、価格の低下、利用価値の減少等が生じる場合
 - ④ 借地権等の譲受人に人的信頼関係がない場合
- (3) 賃借権の譲渡を行う場合には、次に掲げる事項を記載した賃借権譲渡申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第10に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 賃借権の譲渡の対象となる土地等の表示（所在地、種目、数量、面積等）
 - ② 譲受人の住所及び氏名（法人の場合、法人の所在地、法人名及び代表者名）
 - ③ 譲受人の利用用途
 - ④ 譲渡予定年月日
 - ⑤ 譲渡を必要とする理由
 - ⑥ 譲渡契約書（案）
- (4) 賃借権の譲受人と貸付契約を締結する場合には、賃借権の譲受人は国立大学法人等と賃借権の譲渡人との間の契約（以下「原契約」という。）における借受人の地

位を承継するものとして取り扱い、貸付期間は原契約における残存期間、貸付料は原契約における金額とする。

3 貸付相手方所有建物の第三者に対する貸付け

貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が貸付地上の自己所有建物を第三者に貸し付けようとする際には、当該建物の貸付けを受けた第三者の利用等により、貸付相手方と国立大学法人等との間の契約における貸付条件の適切な履行が妨げられないよう貸付相手方において責任を持ち、仮に違反が確認された場合には速やかに貸付相手方は違反の是正のための措置をとることを定めなければならない。

4 増改築等

(1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

(2) 増改築等による現状の変更をすることについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがないと認められることのほか、次の事項に留意して国立大学法人等において審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事前に承認することができる。

- ① 増改築を必要とする事情
- ② 建物の朽廃状態
- ③ 貸付けの残存期間
- ④ 建築基準法、都市計画法等による諸規制との整合性
- ⑤ 貸付料の納付状況
- ⑥ 建物の種類、構造等の変更を行う場合には、①～⑤のほか、当該土地等周辺の防火地域の指定の有無、付近の土地の利用状況及び契約締結後の事情の変化の有無

(3) 貸付相手方が増改築等による現状の変更をする場合には、次に掲げる事項を記載した増改築等承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第10に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。

- ① 増改築等の対象となる建物の表示（所在地、種目、数量、面積等）
- ② 増改築等しようとする建物の表示（種目、数量等）
- ③ 利用用途
- ④ 増改築等の工事予定年月日及び工事完了予定日
- ⑤ 増改築等を必要とする理由
- ⑥ その他参考資料

5 利用用途変更

(1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が利用用途の変更を行おうとする際には、必ずあらかじめ国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

(2) 利用用途を変更することについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げることにならないことのほか、次の事項に留意して国立大学法人等に審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り承認

することができる。

- ① 利用用途変更を必要とする事情
 - ② 変更後の利用用途が上記第2の(1)から(4)のいずれにも該当しないこと。
 - ③ 貸付けの残存期間
- (3) 利用用途の変更を行う場合には、次に掲げる事項を記載した利用用途変更申請書を国立大学法人等に提出させること。なお、申請については、上記第10に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 利用用途変更の対象となる土地等の所在地、数量及び面積
 - ② 変更後の利用用途

第12 貸付契約の違反に対する措置等

- 1 国立大学法人等は、貸付契約書で定めた履行義務について、当該履行義務に違反した場合における措置内容を次に掲げるとおり契約書に定め、違反を確認した場合は、次に掲げる区分に応じ、速やかに措置するものとする。

(1) 無断で転貸等をしたとき

貸付相手方が無断で転貸又は賃借権の譲渡をしたときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、それぞれ第11の1(2)、2(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(2) 増改築等の現状変更の制限に違反したとき

増改築等の現状変更の制限に違反したときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第11の4(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(3) 契約において指定された用途（以下「指定用途」という。）に違反したとき

① 指定用途以外の用途に供したときは、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求め、当該期間内に履行しないときは民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金の徴収及び契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

② ①に規定する期間内に指定用途に供しない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第11の5(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(4) その他契約書に定める義務等に違反したとき

① 直ちに是正を求め、是正に応じない場合には、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収する旨を相手方に通知するものとする。

- ② ①の是正に応じない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。
- 2 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、契約に定める義務の履行状況を確認するため、国立大学法人等が実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を貸付相手方に徴求できる旨の特約を付さなければならない。また、当該特約に違反した場合には、違約金を徴する旨の特約も併せて付さなければならない。

第13 輸出管理体制の整備

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を踏まえつつ、輸出管理担当部署を設置するとともに、輸出管理内部規程を策定していること。

二 文部科学大臣への認可申請

第14 文部科学大臣への申請

1 様式

貸付計画の様式は、別紙様式1のとおりとする。

貸付計画に係る認可を受けようとする場合には、文部科学大臣に別紙様式2「貸付計画に係る認可申請書」とともに貸付計画を提出することにより、申請手続を行う。

国立大学法人等が法第三十三条の四第五項の規定する貸付計画の変更に係る認可を受けようとする場合には、文部科学大臣に別紙様式3「貸付計画の変更に係る認可申請書」とともに貸付計画を提出することにより、申請手続を行う。その際、変更事項について、変更前の内容、変更後の内容、変更の理由が明確にわかるようにすること。

2 添付資料

前項の申請をする際には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに係る国立大学法人等において定める規則
- (2) 貸付けを行うことが見込まれる土地等の配置図及び平面図
- (3) 貸付相手方を入札により選定しようとする際に予定している入札公告案
- (4) 貸付相手方と契約を結ぼうとする際に予定している契約書案
- (5) 貸付けを行うことが見込まれる土地等の貸付期間終了後の当該国立大学法人等における使用用途が分かる計画などを記した資料
- (6) その他法第三十三条の四第一項又は第五項の認可に当たって文部科学大臣が必要と認める資料

三 認可計画の取消し

第15 文部科学大臣による認可の取消し

文部科学大臣は、認可を受けた国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当する時は、その認可を取り消すことができる。

- 1 認可に係る貸付計画が「一 貸付計画の認可において確認する事項」のいずれかに適合しなくなると認めるとき。
- 2 変更の認可を受けないで認可に係る貸付計画を変更したとき。
- 3 認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。

四 文部科学大臣への届出

第16 文部科学大臣への届出

- 1 国立大学法人等は、貸付相手方との契約が締結された時点で、速やかに別紙様式4「国立大学法人法第三十三条の四第八項における土地等の貸付けに関する届出書」に当該契約書の写しを添えて文部科学大臣に対して届け出なければならない。
- 2 国立大学法人等は、貸付相手方における当該土地等の利用用途の変更等、第14の1により届け出た契約書の写しの内容に変更が生じた場合には、変更後、速やかに別紙様式5「国立大学法人法第三十三条の四第八項における土地等の貸付けの変更に関する届出書」に変更後の当該契約書の写しを添えて文部科学大臣に対して届け出なければならない。

附 則

この決定は、令和六年四月一日から実施する。

別紙様式 1

国立大学法人法第三十三条の四第一項に規定する貸付計画

令和 年 月 日

国立大学法人等の名称

貸付計画に掲載している土地等は下記のとおり。

1. (所在地を記載)
2. (所在地を記載)
3. (所在地を記載)

1. (所在地を記載)

所在地	
区分	
面積	
当該土地等が現に使用されていない理由	
貸付期間終了後の当法人における将来的な当該土地等の使用予定	
貸付先用途	
対価の算定方法及び用途	
契約方法	
貸付期間	
輸出管理体制等の整備状況	

※ 貸付けを行う土地、建物、建物以外の土地等の定着物ごとに上記の表を作成する。

貸付計画に係る認可申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国立大学法人法第三十三条の四第一項の規定に基づき、別紙の計画について認可を申請します。

貸付計画の変更に係る認可申請書

令和 年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認可を受けた貸付計画について、別紙のとおり変更したいので、
国立大学法人法第三十三条の四第五項の規定に基づき、認可を申請します。

(備考)

- 1 別紙には、変更事項について、変更前の内容、変更後の内容、変更の理由を明記すること。
- 2 当該認可計画について、既に変更の認可があった場合には、変更の認可を受けた日付も明記すること。

別紙様式4

国立大学法人法第三十三条の四第八項における土地等の貸付けに関する届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国立大学法人法第三十三条の四第八項に基づき、認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行いたく、関係書類を添えて届け出ます。

別紙様式 5

国立大学法人法第三十三条の四第八項における土地等の貸付けの変更に関する届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣 氏名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

国立大学法人法第三十三条の四第八項に基づき、認可計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行うに当たり届け出た内容に変更が生じたため、関係書類を添えて届け出ます。